

ケアハウス わらべ苑

利用料金のご説明

- ①入居一時金(30万)が必要です。(但し、償還金として、毎月1,250円が相殺されます。)
なお、途中で退所される場合には、残り分については払い戻しされます。
- ②毎月の利用料は収入の金額によって異なります。別記案内をご参照ください。
*表の「対象収入」とは、前年度の収入(社会通念上、収入と認定するのは適当でないものを除く)から租税・社会保険料・医療費などの必要経費を除外後の収入です。
*夫婦でご利用の場合は、2人の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とします。
- ③自由な個人生活が基本ですので、個別に生じる費用は基本利用料とは別にお支払いいただくことになります。
*個室の電気・水道・電話料、洗濯機(100円)・乾燥機使用料(100円)
契約外のごみ廃棄料
- ④基本利用料金は改正されることがありますのでご了承ください。

利用基本料金

ケアハウスは老人福祉法に規定された老人福祉施設です。この施設は、国・市の補助を受けて建設され、料金は条例にもとづき熊本市長が定めた金額によります。

契約時(一時金) 30万円

階層区分	月額利用料金(単位:円)				
	対象収入	サービスの提供に要する費用(事務費)	生活費	住居に要する費用(管理費)	合計
1	1,500,000円以下	10,000	48,764	6,290	65,054
2	1,500,001~1,600,000	13,000	48,764	6,290	68,054
3	1,600,001~1,700,000	16,000	48,764	6,290	71,054
4	1,700,001~1,800,000	19,000	48,764	6,290	74,054
5	1,800,001~1,900,000	22,000	48,764	6,290	77,054
6	1,900,001~2,000,000	25,000	48,764	6,290	80,054
7	2,000,001~2,100,000	30,000	48,764	6,290	85,054
8	2,100,001~2,200,000	35,000	48,764	6,290	90,054
9	2,200,001~2,300,000	40,000	48,764	6,290	95,054
10	2,300,001~2,400,000	45,000	48,764	6,290	100,054
11	2,400,001~2,500,000	50,000	48,764	6,290	105,054
12	2,500,001~2,600,000	57,000	48,764	6,290	112,054
13	2,600,001~2,700,000	64,000	48,764	6,290	119,054
14	2,700,001以上	69,410	48,764	6,290	124,464

*11月~3月は、上記合計額に2,150円/月が冬期加算されます。